

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会

第6回共済小委員会

議事録

中小企業庁  
事業環境部企画課経営安定対策室  
経営支援部小規模企業振興課

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会  
第6回共済小委員会  
議事次第

日 時：平成28年3月3日（木）10:00～11:48  
場 所：経済産業省 別館3階 312共用会議室

議事

- (1) 小規模企業共済制度の平成28年度付加共済金の支給率について
- (2) 中小企業倒産防止共済制度の見直しの検討に関する論点整理について

○最上経営安定対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 第6回共済小委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠に有難うございます。

共済小委員会の事務局を前回から引き続き担当しております、中小企業庁の最上でございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

本小委員会の議事内容は、資料とともに公開となりますので、あらかじめ御了解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、審議に先立ちまして、私どもの事業環境部長の木村より、御挨拶をさせていただきます。

○木村事業環境部長 事業環境部長でございます。

朝の早い時間から先生、委員の皆様方には御参集いただきまして、本当にどうも有難うございます。

山本委員長、どうも有難うございます。

中小企業の景況とかを見ていますと、一進一退といいますか、ファンダメンタルズはしっかりしているのかもしれませんが、なかなかばらつきがあることが見て取れるわけでございます。人手不足の問題でございますとか、あるいは設備投資に今一つ力強さが見られないといったこともございます。

中長期的に中小企業、小規模事業者の皆様方の発展基盤をしっかり確保していくことが私どもに課された使命なのではないかと思っております、生産性の向上を御支援するような手だてでございますとか、あるいは下請の関係を中心とした取引関係、取引条件の改善といったことに、今、力を尽くそうと頑張っているところでございます。

成果が現れてくるのは、少し時間がかかるかもしれませんが、御容赦いただければと思っております。

そういった中で、共済の制度は、中小企業の皆様方がある意味安心して本業に専念、注力をしていただけるために非常に重要な政策ツールなのかなと思っております、昨今、利用も増えているということで、私どもとしても喜んでいるところでございます。

前回に引き続いて、今回、2回目の御議論になりますけれども、小規模企業共済につきましては、前回、利益剰余金をどのように取り扱うかということで、リスクバッファーを残した上で、分配についておおむねの合意をいただいたと思っております。

ただ、マイナス金利でございますとか、様々な状況変化もございます。そういうものを踏まえてどのように具体的に取扱いしていくかについて、御議論を賜ればと思っております。これは法定審議事項になります。

もう一つ、倒産防止共済は来るべき制度の見直しに向けました論点の整理を行っていきたいと思っております。先ほど司会をしておりました最上を中心に、色々と関係の皆様方のヒアリングもさせていただいて、ニーズもお聞きしているところでございます。

とりあえず、現時点で私どもとしても整理をした紙をお出ししてございますので、それに基づきまして、また、それに捉われず新しいニーズ等につきましても、忌憚なくお寄せいただければ、今後、検討を私どもとしても重ねていきたいと思っております。

ぜひ自由闊達な御議論を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭、簡単でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○最上経営安定対策室長 本日でございますが、柏木委員、深澤委員、藤沢委員につきましては、所用があり御欠席との連絡をいただいております。

堤委員におかれては、少し遅れるという御連絡をいただいております。

深澤委員にかわりまして、本日は、日本商工会議所の加藤中小企業振興部長に御出席をいただいております。

それでは、この審議会の運営につきまして、御説明いたします。

経済産業省では、審議会のペーパーレス化に取り組んでおりまして、他の審議会もなるべくペーパー配付はしないということで運営しております。前回はi-Pad不足の関係で、ペーパーを配らせていただきましたけれども、本日につきましては、お手元にi-Padを配付させていただいております。御使用については、事務局から少し御説明させていただきましたが、改めて私から簡単に御説明をさせていただければと思います。

お手元にも紙を配付させていただいておりますが、真ん中に書いておりますように、既にモバイル共有ドライブを開いた形になっているかと思っております。画面を見ていただくと、今回の配付資料に相当する議事次第、委員名簿、資料1-1の諮問文、資料1-2、資料2となっておりますでしょうか。

恐縮でございますけれども、操作方法は一番下の資料2をご覧いただければと思いますが、倒産防止共済の論点整理の画面が出てきて、画面を左にずらしていただければページが進み、逆に右にいただければ、もとに戻るということでございます。閉じるときは真ん中をタップしていただければ完了というボタンが出ますので、完了を押せばもとの画面に戻るということでございます。

間違ってi-Padの下の白いボタンを押してしまうと、画面がアイコン型になった状態に戻りますが、これについては、下の真ん中のファイルエクスプローラーを押していただければもとに戻るということになっております。

皆様、宜しいでしょうか。

それでは、今、画面上は資料1-1、1-2、資料2となっておりますが、宜しいでしょうか。

それでは、ここからの議事進行につきましては、山本委員長にお願いしたいと思います。委員長、どうぞよろしく願いいたします。

○山本委員長 皆さん、おはようございます。

この後の進行につきましては、私が担当させていただきます。小委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

早速ですが、本日の議題に入りたいと思います。本日の議題については、議事次第をご覧くださいますと、先ほど木村部長からも御紹介がありましたが、議題としては2つございます。

「（１）小規模企業共済制度の平成28年度付加共済金の支給率について」につきましては、資料1-1をご覧くださいますと、林経済産業大臣から三村中小企業政策審議会会長に宛てまして、平成28年度に係る付加共済金の支給率についての諮問がされております。

この諮問は、小規模企業共済法第9条第5項において、付加共済金の支給率は、経済産業大臣が各年度に当該年度の前年度末までに運用収入の見込み額その他の事情を勘案して、中小企業政策審議会の意見を聞いて定めることとなっていることを受けた法定の審議事項になります。

「（２）中小企業倒産防止共済制度の見直しの検討に関する論点整理について」は、中小企業倒産防止共済法第23条におきまして、掛金の額、共済金の貸付額、その他中小企業倒産防止共済制度に係る基本的事項は、少なくとも5年ごとに中小企業倒産防止共済事業の収支状況等を基礎として検討すると定められております。

前回の法改正が平成23年から施行されていることから、平成28年度、つまり来年度ですが、法改正後5年目に相当しております。

その見直しの本格的な議論は来年度になると思いますが、本日は、その見直しに向けた論点整理を行うということで、御議論をお願いしたいと考えております。

それでは、議題「（１）小規模企業共済制度の平成28年度付加共済金の支給率について」の御説明を、事務局からお願いいたします。

○苗村小規模企業振興課長 中小企業庁の小規模企業振興課長の苗村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

一旦、資料の一覧にお戻りいただきまして、資料1-2をタップして開いていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、資料について、御説明させていただきます。

まず「1. 付加共済金について」では、小規模企業共済制度における付加共済金の導入の経緯について書いてございます。ここに書いてございますように、平成8年4月に運用環境の悪化を理由といたしまして予定利率を引き下げた際に、付加共済金の制度を導入しているということでございます。

現時点では、固定額の「基本共済金（予定利率に対応）」ということで、現時点の予定利率は1.0%でございますけれども、これに「付加共済金（各事業年度末の収支状況に応じて変動）」を加えた額を支給するという、いわゆる「二階建方式」になっております。

なお、付加共済金制度については、制度導入以降支給実績はないという状況にございます。

続きまして「2. 支給率の算定方法について」でございます。付加共済金の支給率につきましては、当該年度の前年度末まで、すなわち平成28年度の支給率を算定するために、平成27年度末までに運用収入の見込み等を勘案いたしまして、経産大臣が中小企業政策審議会の意見を聞いて定めるということになっています。

支給率を決定するに当たりましては（1）にございますように、まず「支給率の基準となる率」を計算いたします。その上で（2）にございますように、当該年度以降の運用収入の見込み額その他の事情を勘案して決定するというようになっております。

まず（1）「支給率の基準となる率」の算定でございますけれども、ここに式で書いてございますように、付加共済金の原資額を仮定共済金等の発生見込み総額で割って算出いたします。

「①付加共済金原資額」につきましては、直近実績、資産運用の場合で言いますと平成28年1月末実績に基づきまして、運用収入・掛金等収入、共済金等の支払いに充てる額及び責任準備金に積み増す額を推計いたしまして、平成28年度末の剰余金の見込み額を算定するということとなります。

続きまして、次のページの「②仮定共済金等の発生見込み総額」で、平成28年度の仮定共済金等の額に、脱退事由別の将来発生割合を乗じたものの合計ということで、もう少し簡単に申し上げますと、全ての共済契約者の方が基準月とっておりますけれども、入ってちょうど何年目というに脱退をされると仮定したときに、発生する仮定共済金の支払い見込み額でございます。

このようにして、まず、基準となる額を定め、次に「（2）支給率の決定」で、その率を基準としつつ、平成28年度以降の運用収入の見込み額ですとか、その他の事情を勘案して支給率を決定するという仕組みになってございます。

「3. 平成28年度支給率について」は、先ほどの内容に基づきまして算定をしたものでございます。まず「①付加共済金原資額の算定」でございますけれども「イ 28年度の運用収入・掛金等収入」が7,010億円。そこから引きますと「ロ 28年度の共済金等の支払いに充てる額」が7,157億円。

「ハ 27年度末の責任準備金に積み増す額」がマイナスの288億円。最後に「ニ 27年度末の剰余金」が261億円ということで、イからロとハを引きまして、ニを足したものが28年度末の剰余金で、402億円になります。

ただ、これにつきましては、先ほども御説明させていただきましたように、平成28年1月末の実績をそのまま伸ばして算定しておりますので、そういう意味では、その後の事情を引き続き勘案する必要があるということでございます。

「②仮定共済金等の発生見込み総額の算定」につきましては、ここに書いてございますように7兆6,237億円となっております。

「③『支給額の基準となる率』の算定」をいたしますと、ご覧いただいておりますように、0.00527という数字が出てくるわけでございます。

次のページに移っていただきまして「(2) 28年度以降の運用収入の見込み額その他の事情について」でございます。

まず①でございますけれども、前回の共済小委員会におきまして、共済制度の信頼性を保つために、付加共済金原資を2分の1として、残りの2分の1を留保することについて御相談をさせていただいて、この方針を了承いただきました。

これを踏まえますと、支給率の基準となる額につきましては、以下のとおりになるということでございまして、分子が先ほどの2分の1でございますので、率としては0.00263になります。

一方で、②にございますように、その後の市場環境を見させていただきますと、平成28年1月以降、株価・為替が乱高下する状態にございまして、1月29日には日銀が金融政策決定会合でマイナス金利の導入を決定したということでございます。

下にグラフが書いてございますけれども、次のページの方がより拡大したものでありますのでご覧いただければと思いますが、1月29日にマルをつけてございます。1月29日に日銀がマイナス金利の導入。正確に申しますとマイナス金利付きの量的・質的金融緩和政策の導入を発表されたということで、ここで株価がぼんと上がったということでございますが、その後、それを下回る状況が続いているということでございます。

また、マイナス金利政策の動向とかを踏まえまして、今後の債券の運用環境とかについては、より注意深く見ていく必要があると考えております。

そういうこともございまして、③に書いてございますように、付加共済金に充てるべき額の算定について、1月以降の市場動向や今後の運用収入の見込みを勘案する必要があると考えております。

昨今の市場の動向に鑑みますと、現時点において、平成28年度末までに安定的運用収入を得られることが確実に見通せる状況にはないと思っております、こうしたことから、平成28年度の付加支給の実施については、慎重になるべきと考えられます。

以上のことから、当庁といたしましては、平成28年度支給率は「0」とするのが適切であると考えております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御意見あるいは御質問があれば、御自由にお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 確認といえますか、確認と質問があるのですけれども、資料の「3. 平成28年度の支給率について」の(1)の①で計算結果が載ってございますが、まず、イの項目ですが運用収入と書いてございます。それはこういった形で見込まれているかということが一点でございます。

ロにつきましては、共済金等の支払いに充てる額ということで、これは平成28年度にやるかやらないかは別として、業務会計用の費用を支出されるということ、前回、御説明いただきましたけれども、この支出がロの項目に入っているかどうかということです。

ハにつきましては、認識として予定利率が1%で想定されているのだろうと思っておりますけれども、その結果として、平成27年度末の剰余金の見込みが今のところ261億円で、平成27年3月末から比べると400億強減っていることになりましたが、平成28年度においては、140億ぐらいの剰余が出るという形になっておりますが、この剰余の要因はどういったものなのかがわかりましたら教えていただけたらということでございます。

○山本委員長 よろしく申し上げます。

○苗村小規模企業振興課長 お答えいたします。

まず、イの28年度の運用収入につきましては、平成28年1月の国債の金利、期間におけるスプレッドの差とかを勘案しまして、それが継続するという前提で算定したものでございます。そういう意味では、足元よりもやや高い状況で計算をした前提になっております。

ロの業務会計用の費用が入っているかでございます。小野委員が御指摘のとおり、前回、そうしたことも可能なように制度を見直ささせていただきたいと御説明させていただいたけれども、平成28年度につきましては、その後、検討を進めました結果、平成28年度については、そういった御相談をした形で業務費用に充てる必要がないと判断しておりますので、その額は「0」という前提で計算をしております。

ニの261億円で、昨年度末の剰余金により減少しているという点につきましては、株式で運用している部分などの時価評価を行った結果、昨年度末よりも低い水準であるということで、その分減少をしているということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○小野委員 140億ぐらい剰余が出るということですか。

○苗村小規模企業振興課長 140億ぐらい剰余が出るといいますのは、ここにつきましても、ことし1年間の株式相場の水準が変わらないという前提で計算をしておりますので、そういう変動が生じなければこのぐらいの利益が出るということでございます。相場に変更がなければ若干プラスの状況で、見込み額が増加になっているということでございます。

○山本委員長 小野委員、よろしゅうございますか。

○小野委員 一つ確認なのですが、ということは、剰余というのはこの制度の場合、多くは運用の差損益だと思っておりますけれども、運用収入の見込みから責任準備金が予定利率1%ということでチャージされます。そうすると、剰余が出るというのは運用で1%をやや上回るという見込みをされているということですか。

○苗村小規模企業振興課長 今、中小機構で運用していただいておりますのは、そのポートフォリオを前提としますと、2%程度を見込んで運用しているということでございますので、そういう意味では今、委員がおっしゃったとおりだと思います。

○山本委員長 よろしいでしょうか。

安藤委員、お願いします。

○安藤委員 12月のときに、付加共済金がどうなるかを議論したときには、期待も含めて少し出るかのようなイメージがあったのですけれども、わずか数カ月で何となく大変厳しい、言わずもがなの状況になっているということで、結論的には、私はこの金額、いわゆる剰余金400億円といっても、もう少し現実を考えると下になっている。しかも仮定共済金の大きさからして、どれだけの意味がある金額かという、残念ながらそんなに大きな金額でもないということを見ると、今の運用環境を考えると「0」は適切かなと非常に思っています。

一方で、この環境下で、3カ月でゼロになるということは、むしろ付加共済金をどうするかよりも、運用環境の変化に応じた運用の見直しを、見直しをするのかどうかも含めて、少し考えていかななくてはいけないのではないかと思います。

その辺はしっかりやっていただいた方が、本質的なことになっていくのかなと思いますので、そう言わせていただきます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

今、安藤委員からまさに御指摘がありましたように、前回の小委員会では、この付加共済金が史上初めて支給されるのではないかという期待があったわけではありますが、残念ながら今の御説明のような状況の中、来年度については、見送るといいますか「0」ということで、やむを得ないのではないかという事務局の御提案でございますけれども、もし特段の御異論がなければ、当小委員会の議決といたしましても、平成28年度の付加共済金支給率は「0」とするというので、議決したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、中小企業政策審議会運営規程に基づきまして、本小委員会の議決を中小企業政策審議会経営支援分科会に諮ることとして、そこで御承認をいただければ、中小企業政策審議会会長の同意を得た上で、中小企業政策審議会の議決とし、経済産業大臣への答申とさせていただきますと存じます。

ありがとうございます。

それでは、土井部長、お願いいたします。

○土井経営支援部長 この共済金制度を担当しております、経営支援部長の土井でございます。

本件、中小機構での検討から始まり、昨年12月の第5回目の御審議を経まして、今回に至ったわけでございますけれども、共済制度の信頼性を保つための付加金制度のあり方に

ついておまとめいただき、今回はその後の情勢変化で、共済金の支給率が「0」となりましたが、このような御返答をいただいたことを、慎んで御礼申し上げます。

経営支援分科会は3月10日に予定しておりますので、今後は中小企業政策審議会の規程に基づきまして、処理をしていきたいと思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、議題（1）は以上とさせていただきます、引き続きまして議題「（2）中小企業倒産防止共済制度の見直しの検討に関する論点整理について」を事務局から御説明をお願いいたします。

○最上経営安定対策室長 それでは、一旦戻っていただきまして、お手元の資料2をタップしていただければと思います。資料2はまさに来年度が5年目の見直しということで、本日、論点整理をさせていただきます。

まず、共済制度でございますが、もう御承知かと思っておりますけれども、売掛金の回収が困難になった、自らの連鎖倒産等を防止するための貸付制度でございます、38年にわたり長く運用させていただいております。各種要件等は今後の論点にも出てきますので、説明は割愛させていただきます。次に行きます。

直近の在籍者は約40万社ということで、規模感というか、5人以下の小規模事業者の方々に約半分程度御加入をいただいているということと、売上高別で言うと5,000万円以下と3億円以下の割合が多い。むしろ5億円と、上の方になると10%以下という状況でございます、法人と個人の割合は9対1という状況で、制度からして売掛金を有する業種、製造業等の方が7割強で、あとは記載のとおりでございます。

今回の論点になります貸付額は1,045万円が平均でございます、これは改正後少しずつ上がっているということで、これは後ほど御説明させていただきます。

次に行っていただいて、これまでの改正を表にしたものでありまして、説明は割愛させていただきます。

今回の議論に当たっての、もともと今の収支状況がどうなっているかを簡単に御説明させていただきます。資産総額が貸借対照表の資産合計で1兆794億円でございます。

今、収入としては、損益計算書上の臨時損失の完済手当金準備基金繰り入れを見ていただければ、12億8,400万の黒字でございます。

特徴的なものを御説明させていただきますと、損益計算書上の収入の部で、一番上の共済事業掛金等収入2,143億円というのが、いわゆる加入者による掛金料収入でございます。

支出、費用の部を見ていただければ、その下に解約手当金が461億円となっております、例えば平成26年度で申し上げますと、約1万9,600社の解約に相当するものでございます。

その下に前納減額金が約30億円ございまして、これは掛金を1年分まとめて払い込まれた場合は、2~3%ぐらい減額されるということでございまして、実はこの支出が結構多くございまして、前回法改正で、掛金を引き上げておりますので、今後、少しこの、支出が増える見込みでございます。

あとは倒産防止共済基金に1,666億円を繰り入れておりました、あとは貸借対照表の資産の部を見ていただければと思いますが、上から4番目の事業貸付金が788億円というのが実際の今の貸し付けでございます、1兆794億円の資産に対して貸し付けが788億で、前回は御説明したように、非常に倒産が減っていることにも連動して、貸し付け自体が788億円程度になっているのが特徴でございます。

次は今回、事前に御意見をお伺いした論点を整理させていただいたものでございます。

1つ目の論点として、前回の法改正でそれぞれの貸付限度額3,200万円を例えば8,000万円、納付限度額320万円を800万円、掛金月額8万円を20万円ということで、それぞれ増額させていただいております。

制度について念のため御説明させていただきますと、この貸付限度額は法律上貸し付けを受けることにより中小企業の大部分が避けられることができると見込まれる貸し付けの額を勘案して定めるということで、中小企業の大部分は、これは私どもの解釈で9割程度と考えております。

納付限度額につきましては、10分の1ですから、800万円に対して8,000万円の10倍の貸し付けができるということで、掛金月額につきましては、加入者の月々の負担を勘案いたしまして、40カ月で大体3年と3カ月ぐらいに相当しますが、お支払いいただくところが相当だということで、法律上設定させていただいております。

これは前回は御説明をさせていただきましたが、法改正によりまして、20万円お掛けになる方が半分近くになってきているということでございまして、これも今後、また増える可能性がございますし、累積の掛金につきましては、改正後まだ4年でございまして、800万円に到達されている方は全体の7.3%でございまして、400万円未満の加入者が今のところは大宗を占めているという状況でございます。

先ほどご説明しましたように、平均貸付額1,045万円で、少しこれは改正により枠が広がったので、貸付額も増加傾向にございます。

この掛金、貸付限度額をどのように評価するのか、あらかじめ御意見をいただいたものをまとめさせていただいております。

中小関係団体の方々とか、政府系金融機関等、あるいは損保会社、本日、御出席の一部の先生方からも御意見をいただいた、15団体をまとめたものでございます。

主な意見が多数意見ということで御理解いただければと思います。5年前に改正して800万円であればもう十分ではないかという意見が多数でございまして、むしろこれ以上上げると返済できなくなって、共済財政が苦しくなるというか悪化させるという御意見でございました。

ただ、一部の御意見としましては、例えばポツの2番目に工事関係の方々から、従業員10名以上の事業者については現行の800万を1,000万とか、限度額8,000万を1億とか、枠の拡大がいただけないかという御意見も伺っています。

この掛金につきましては、税制上の控除を受けられることになっています。

例えば、限度額を上げることによって、中堅企業の方がもっと加入者が増えるのではないとか、オリンピック後の倒産の懸念が増大することに対応する必要があるのではないかという御意見をいただいております。

今、申しあげましたように、20万円を納付する加入者は増えているという実態にはございます。貸付額も徐々には増加傾向にございます。

したがいまして、今後のオリンピック後とかそういう市場環境を勘案して、この限度額とか納付制限額、掛金月額を変更する必要があるか否かを御議論いただければありがたいということです。ただし、限度額を上げると、当然、貸し倒れのリスクが増大しまして、共済財政が悪化する要因になりますので、この点をどう評価するか。少数意見を尊重するのかどうかをこの後、御議論いただければと思います。

次に、11ページは5年前の法改正で弁護士、司法書士が介在する私的整理を共済事由に追加させていただきました。その結果、私的整理の割合が3割程度ということで、顕著に結果に現れております。ここでの判断のポイントとしては、やはり形式的に公平な運用ができるかどうかで、そういう観点から、前回の法改正で私的整理を全て拾うというのではなくて、一定の手續とか透明性とか、そういう観点で弁護士、司法書士が介在するものに限定をさせていただきます。

論点の一つとしては、電子記録債権（でんさい）をどう考えるのかということで、実は5年前の法改正でも一度、これも論点になっております。

ただ、このときは、この法律が施行された直後でございましたので、でんさいはまだ普及していない。むしろこれからだということで、見送られたというのが経緯でございます。

御承知かとは思いますが、このメリットは印紙税がいらぬとか、手形と違って紛失や盗難のリスクがないというところと、この表に書いていますように、手形の取引停止処分と同様の効果をもたらすことが特徴でございます。

ただし、左下のデータを見ていただければと思いますが、取引停止処分が平成26年度は3件で、まだ件数的には十分とは言えないのかなという状況にございます。

したがいまして、本件に関する関係者の御意見としましては、前回の法改正で私的整理を追加したことについては、皆様から御評価をいただいております。もうこれで十分ではないかという意見が多数ございます。

でんさいについてどう考えますかと明示的に御確認したら、使っていないからよくわからないとか、そういうところも含めて、特にいいとも悪いとも、どちらでも構わないという意見が多くございました。

一部の御意見として、でんさいにつきましては、今、御説明を申しあげましたように、銀行取引停止と同様の効果をもたらすので、実績いかにかわらず、むしろこれから実績も増えるだろうから追加すべきではないかという御意見もございます。

でんさいに加えて今回、議論する論点としては、手形の決済が減って、銀行振り込みによる、いわゆる支払い遅延です。民法でいう履行遅滞。例えば3カ月の支払い遅延をどう考えるか、それを共済事由に追加するかどうかが今回の大きな論点の一つです。

これは法律改正事項で、でんさいも法律を改正しないといけないということでございまして、当然、共済事由を広げることになると、貸し付けは増えるのですけれども、それだけ貸し倒れリスクも考えないといけないので、この点も踏まえてどう考えるのか、特に履行遅滞まで広げてしまうと、客観性を担保できるのか。

要するに、公平な運用ができるのかが考慮要因の一つかと思います。

次に、共済貸付金の10分の1の権利消滅で、これは制度発足以来38年間運用をさせていただいてますが、特に共済貸し付けは、無担保・無保証で簡易・迅速に貸し付けということで、書類が整っていれば10日以内に貸し付けができることが特徴でございます。

収支構造をその下の表にわかりやすくまとめさせていただいています。この10分の1の控除と貸付金の回収額で不足する部分の5%程度を運用収入等で賄っているということでございまして、例えば10分の1の控除を20分の1にしるかという話になると、この収入がなくなってしまうものですから、不足分どう運用していくのかということかと思えます。

本論点に関する関係者の御意見でございますけれども、多数意見としては特に問題がなく、これを緩和すると10分の1の財政が厳しくなるのではないかという御意見をいただいております。

他方、この10分の1の権利消滅は、私どもは貸し倒れリスクに対応するという考えで設定させていただいており、加入者の方はどうしてもこれは利息だとお考えになられて、随分高いのではないかという御意見と、この後に御説明します償還期限が現在、5年、6年、7年となっておりますが、それによって金利の負担感が期限が長いほど負担感が減るのですが、10分の1で一律になっていますので、ここを少し見直す余地があるのではないかという御意見かなと思います。

その下のポツで、例えば権利が消滅するとしても繰り上げ償還した月数を案分しということは、この後に御説明させていただく早期償還手当金のメリットをもっとふやしてほしいという御意見だろうと思います。

本件も法律改正が必要な論点でございまして、先ほど申し上げましたとおり、回収率が累積では85%でございますけれども、直近で申し上げますと、92%で随分回収率はアップしてございます。

ですから、仮に10分の1を緩和するとすると、考え方としては累積回収率をもっとアップさせる方法をどうするのかということと、あとは運用収入の5%穴埋め分を金利がこういう状況でございましてけれども、運用収入を上げられるのかどうか議論するポイントでございまして。

償還期限については、これは従来は5年でございましたが、法律上は10年という改正をして、金額に応じて5年、6年、7年で運用しており据え置き期間は一律に6カ月としております。

この据え置き6カ月の考え方はポツの2番目に書いていますように、売掛金回収困難となった中小企業の経済的困窮に配慮したものであるということでございます。

ここについての多数意見としては、現行の5～7年で十分、むしろこれを伸ばすと貸し倒れリスクが増えるという御意見でございました。

ただし、据置期間につきましては、現行の6カ月は厳しいのではないかと。例えば1年程度に延ばすべきではないかというのが多数意見でございまして、償還期限は現行でいいのだけれども、据置期間だけ伸ばすべきではないかという意見が多数意見でございます。

一部の御意見はここに記載していますように、リーマンみたいな大きな外部環境の変化があった場合に、2～3年はかかるので、もうちょっと償還期限を柔軟に対応できないのかとか、据置期間だけ延ばしても、償還期限が伸びないと月々の返済額が苦しくなるので、セットで考えてもらう必要があるという御意見でございました。

本件は、償還期間の延長と据置期間については政令事項でございますが、多数意見のように据え置きだけ延長するとなると、返済負担が増えるというのをどう考えるべきか。セットで両方延ばしてしまうとなると、貸し倒れリスクが増大することをどう考えるのが論点かと思えます。

一時貸付金は0.9%で運用してございまして、償還期限が1年で、これは一括で償還するというので、分割は認めておりません。限度額につきましては下の表のとおりでございまして、掛金800万円を達せられた加入者につきましては、一応、95%の760万円までお借りできるという制度で、これは実績も前回、貸付金が減っている反面、一時貸付を活用されている加入者様が増えているということで、平成27年度については、まだ途中の数字なので、多分、これは3月まで入れると平成27年も増加すると思えますが、ここ2～3年法改正後、一時貸し付けを御利用される方が増えております。

本論点につきましては関係者の御意見としては、現状のままで特に問題ない。つなぎ資金として非常に有難い制度だという御意見が多数でございました。

一部の御意見を御紹介させていただきますと、今、1年だけれども、2年に延長すればありがたいということなのです。実はこれは借り換えという制度がございまして、それを御存じでない方の御意見だろうと思えますが、実際は何度も借り換えをされている加入者がいらっしゃいますので、1番目の意見はそれでクリアできるのではなからうかと思えます。

その次は、一括返済だけなので分割を認めろという御意見かということと、あとは地銀、信金に比べると金利が低いから地銀、信金の貸し付けに影響を与えているのではないかと御意見もいただいております。

次は早期償還手当金で、これも前回の法改正で新たに制度を創設したものでございます。

実際の利用はここに記載のとおりでございまして、件数がある程度出ているのかなというところで、実際の完済者に対する早期償還を使っている方の割合という観点では、大体2～3%程度というところをどう見るかでございますが、5年目にしては活用されているのかなと。

わかりやすく申し上げますと、例えば、1,000万借りている方が12カ月早く返すと0.13%得ということで、1万3,000円得という制度でございます。

本件については、現状のままでいいという意見が多数でございましたが、例えば12カ月以上の繰り上げ返済をもっと緩和していただけないかという御意見がございまして、例えばこれを半年とした場合に、先ほど申し上げました1,000万お借りしている人が12カ月以上の繰り上げだと1万3,000円の得なのですが、半年にしたら5,000円の得で、その分機構の事務負担が増えるのをどう考えるかということです。

12カ月という条件を緩和すると、金額の細かい支払いが増えるというところをどう考えるかでございます。

次は、外国企業の倒産に対する対応でございまして、現行制度としては、取引の相手方が外国企業の場合に、実際にこれまで38年運用していきまして、4件ほどの支払い実績があるということで、機構にお尋ねしたところ、韓国の企業とシンガポールの企業だという回答でした。

実際の関係者の御意見としては、余り活用していないとか必要がないとか、むしろ非常にリスクが高いので前払いとかLCを取引しているという意見が大半ではなかろうかと思えます。

ただし、今後、海外展開を私ども中小企業庁としても推進していかなければいけないという立場でもございますので、潜在的なニーズが顕在化していくのではないかと、民間の損害保険で輸出取引信用保険がございまして、ただし、実際にヒアリングをさせていただきますと、海外の倒産事情を把握するのは非常に難しいので、実際は再保険契約を結んでいる海外の再保険会社に調査を依頼して、自分たちは直接やっていないというところが実態でございました。

現在は取引相手方の外国企業が倒産したという証明を出していただいて、それを確認した上で機構がお支払いするというところでございますが、立証負担を軽減してまで運用を広げるかどうかを御議論いただければと思います。

最後になりましたけれども、その他意見ということで、自由に制度のことをお聞きいたしました。

1点目は加入促進という御意見。2点目は倒産防止共済に加入していること自体が何か危ないのではないかとというようなことを言われてしまうという御意見とか、どうしても40カ月以上でないとは返ってこないのは厳しいとか、経営が健全な企業は金利面を考えるとこの共済制度を使わなくても銀行から借りられるからいいという御意見とか、トップが亡く

なられた場合に、銀行から借りるのは難しいので、この共済制度がもし対応できるようになれば、非常に魅力的な商品になるという御意見。

最後は、災害時に貸し付けができないのかということ。

ただ、この2つの御意見は売掛金困難という法目的を超えることになりますので、ここまで果たしてやるべきかどうかは本日、御意見をいただければと思います。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

大変詳細に御説明をいただきまして、考えられる論点を明確に示されたかと思います。

本日は、最初にも申し上げましたとおり、次回以降、本格的に議論をする前の論点整理という段階でございますので、今後、検討をすべき論点、お気づきの点、この資料にあるものにかかわらず、御自由に御意見を出していただければ、大変ありがたいということでございます。

どの点からでも結構ですので、御意見を頂戴できればと思います。

どうぞ。

○鹿住委員 鹿住でございます。

2点ございます。順番がアトランダムになってしまっていて申し訳ないのですが、一点が共済事由の件なのです。基本的に倒産防止共済なので倒産が共済の事由になっているわけです。ただ、最近は倒産よりも廃業の方が増えていると色々なところで報じられておりまして、廃業も個人事業の方などが高齢になられまして、後継者がいないということで、計画的に廃業される場合はよろしいのですが、例えば高齢となった事業主の方が突然亡くなられたという場合、そちらの事業主の方にも売掛金等がありますと、共済契約者の方が売掛金をすぐには回収するのは難しいわけですね。

例えば個人事業主ですと、口座も個人資産になりますから、相続財産として凍結されますよね。そうすると、資産があったとしても数カ月の売り掛金が回収できないという事態も想定されるわけで、そういったときに共済金という形で早く資金が回収できれば、契約者の方も事業を継続することが可能になることもあるかと思うのです。

実態はわかりませんが、そういったケースがどのくらいあるかとか、今後増えることが想定されるのかどうかも少し調べていかれるとよろしいのではないかと思います。

もう一点は同じく共済事由なのですが、昨今、企業の規模が非常に小規模化しておりまして、個人事業でなくても、法人でも非常に小規模の会社があると思うのです。そういったところで少額の売掛金の回収が難しいとか、あるいは納品したのに不払いだったということで、少額訴訟を起こされている方が結構いらっしゃるようで、そういった場合も訴訟が済んで、勝訴して回収できるまでにやはり数カ月ぐらいを要するわけです。

もちろん一時貸付けで借りればよいということはそうなのですが、小規模で今までの掛金の納付額もそれほど多くないといった場合に、共済金という形で資金が調達できれば、

かなり企業の経営の継続が高まるといったケースもあるかと思しますので、そういったケースもどのくらいあるかを確認していただければと思います。

もう一点が外国企業の倒産なのですが、確かに今後、海外の市場への進出もしくは外国の企業との取引が中小企業においても増加することが予測されるわけですが、先ほど御説明にありましたとおり、既に貿易保険ですとか輸出取引信用保険とかが存在しているのはよくわかります。

そこで一定のカバーがされていることも理解できるのですが、もし倒産防止共済で検討するとすれば、例えば、契約者の方が非常に小規模で、外国企業の倒産とか不払いの状況について立証するのが非常に難しいとか、短期間に回収ができないと事業の継続が難しいとか、既にある保険制度でカバーできない部分がもしあるとすれば、あるいは今後、増加することが見込まれるのであれば、倒産防止共済でも共済事由として追加すべきかどうか検討していかれるとよろしいのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

共済事由について、幾つかの点を御指摘いただきました。

事務局からもしコメントがあれば、最後にまとめてお願いしたいと思います。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

荒牧委員。

○荒牧委員 ありがとうございます。

関係者の意見ということで、基本的により個別対応というか、柔軟な対応を求められているのだなということで、それぞれ项目的には賛同する部分が大変多いのですけれども、言及もされていましたが、それに対応していくことで、当然事務的成本とかシステムの改修費用とか、色々なコストが発生するのです。費用対効果とおっしゃっていたのですが、例えばそういう柔軟な対応をすることによって、コストは比較の見込みやすいと思うのですが、どういう潜在的な効果、要は加入増が見込まれているのか。今、色々な意見について話し合う中でも、明らかに費用対効果がマイナスというか、芳しくないものであれば、そもそもこの議論に挙げる必要もないと思うのですが、そういった費用対効果のシミュレーションというのですか、項目別のそういったものはやられているのか、あるいは可能なかどうかを教えてください。

○山本委員長 ちょっとこれだけは、もしあれでしたらお願いします。

○最上経営安定対策室長 予めヒアリングをして論点整理をさせていただいているということで、個々のシミュレーションについては、むしろ本日の御指摘をいただいた上で、これは全くやる必要がないみたいな御意見をいただければ、それに応じてこれからやろうかなと思っておりまして、そういう意味では、まだこれからです。

○山本委員長 ありがとうございます。

今のようなことですので、本日の御議論を受けて、さらにしていただければと思います。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 ありがとうございます。

経営者がゆえに厳し目なのですが、要は、中小企業者を甘えさせるような方向性を持っていくことが一番よくないと思います。そういう中では、上限もこのままでいいと思いますし、その中の一部意見の中で1社に取引が依存している中小企業もあるということも書いてありますが、そうではない方向に今、国も持って行っているわけですね。

ですから、それは自己のリスクの中で回避すればよくて、経営していく上で倒産をしないためにどういう準備が事前に必要か。どういう情報を自分なりに確保していくべきか。どういうブレーンの方たちを周りに集めるか。どこに行けば悩みを解決してくれるかというのは、経営者がやるべきことなので、倒産防止共済がそこをカバーすることが目的ではないと思うので、そこら辺を選別する結果につながればと思っています。

そういう意味では、海外もそうです。それはLC決済をすとか、もちろん、先はわかりません。ただ、今の段階では、まだそこまで皆さん、それなりにシステムが整っている段階なので、それは踏み込まないでいいと思います。

一方で、手形とかでんさいは多分、多くの中小企業の方に聞いていただくとわかると思います。手形は本当はやめてほしいのです。ですから、すぐには無理かもしれませんが、手形が泣かされる原因になってきて、ましてや大手から振り出される手形がすごくふえている傾向にあるので、今はすぐになくならないと思いますが、そういう議論も今後、つながっていけばなと思っています。

一つだけ、据置期間に関しては、何となく半年では建て直しに関して短すぎるような気もするので、それは1年というのがあるのもいいかなと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

河原委員、どうぞ。

○河原委員 掛金の件ですけれども、800万で10倍の8,000万借りられますので、通常、私どもで集計させていただいています負債額で4,000万、5,000万以下になるのですけれども、これが全体の53%を占めますので、この場合は負債総額ですから、全てを金融機関への借り入れも入れた状態での負債総額、世の中の55%近いものがそういう範疇なのです。

ですから、そんなに大きな一企業に全てを売っているわけではございませんので、恐らく8,000万もあれば足ることだと、単純なのですけれども、私たちは思っております。

ですから、そういったものも見て頂いて、本来、その会社は幾ら負債が発生してそれがどうなるのかを読んでいただけたらいい。

先ほども出ておりました「でんさい」につきましては、私どもの感覚では手形と同様と認識しております。金融機関さんも恐らくそうなのだろうと、その中に印紙は要らないのだとか管理がしやすいのだということで、今、導入がされて2006年以降導入は進んでい

るのだけれども、言っても「でんさい」を発行するサイドの企業はまだまだ大きなところしかありませんので、進んでいない。

同時にそれが倒産したかという、倒産と言ったらいいのですか、取引停止処分をされたのはこのデータを見ますと昨年は3件でした。私どもの2006年からとらせていただいているデータでも累計で6件なのです。

逆に言えば、「でんさい」をやっておられるところはそんなに倒産することはないのだからと思います。だけれども、「でんさい」を受け取った方に中小企業があるわけですよね。ですから、その方々には手形、不渡りと同様に扱ってあげないと、掛金をやっている意味がないですよね。ですから、ぜひともそういったことは考慮いただけたらと思っております。

最後になりますけれども、海外企業は私どもも、やはり海外に日本企業は出て行っていただきたいと思って、海外企業データも提供させていただいたりしているのですが、そこで貸し倒れが発生しています。回収できませんと言われる方もある。

我々がそれを回収はできませんので、御紹介させていただいたりするのですけれども、ただ、中小の方が、先ほどの保険会社の方は、どこに物を売るよという個別企業への保険を掛けますから、この場合は確定しているのです。どういう会社かというのはわかっています。

それを事前にこちらでチェックできるのかということ非常に難しい。正規の取引であったかどうか、場合によるとわからないですね。

だから、ここはちょっと非常に慎重にやっていただかないと、共済の原資がなくなってしまうと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

堤委員、どうぞ。

○堤委員 10分の1のところは私自身ひっかかるというところで、基本的な質問なのですが、これは今、800万という上限に来た場合、掛金はそのまま、それ以上も掛け続けることができないので、ずっとキープをして、基本的には何年でも置いていて大丈夫という仕組みでございますよね。

○最上経営安定対策室長 そうです。

○堤委員 もちろん、それで今後、上限が上がればまた、増やす方もいらっしゃると思うのですが、例えばなのですけれども、すごく日本の経済がたがたとき、ないと思うのですが、一気に皆さんがこれを引き出したいとおっしゃられたときに、お金がこちら側でなくなってしまったというときに、きちんと100%返戻金がもらえるような仕組みなのか、そんなことはまずないだろうということで、今までの85%ぐらいというような数字の上で、計算をしているのか。先ほどほかの委員の方も似たようなことでお聞きになっていました。

というのは、私の会社自体一度掛けていて、満額になって、引き出すことで1,200万の倒産が一番大口だったのですが、あった年に返戻金があったので、黒字で決算を終えたことがあったのです。なので、企業にとって返戻金をどう使うのかが、場合によっては顧問の税理士の先生、会計士の先生の一つ思案のしどころになるのだらうと思うのです。

ただ、なぜそれが終わって、もう一度再度掛けなかったのかというときに、借りると10分の1消滅するのは大きいというのは非常に思いまして、多分、使わないだらう、要は、自分の中で貯める。節税には使ったけれども、実際に自分の会社を救うためには使わないだらうという判断で、多分掛けなかったのだらうなというので、今、こちら側は掛けていないなどということ考えたときに、一部の御意見で出てきている、権利の消滅割合が変わってもとか、もちろん、早期に償還した場合には少し戻していただけるとかはありますが、10分の1は見た目の上では、ちょっと大きいのではないかと感じたのです。

ただ、これが担保されていることで、例えば万一のときに皆さんがずるずる引き出さないというようにくさびになっているのだとすると、これは10分の1だらうが5分の1だらうが、やっておかなければいけない。要は、性格は共済だからということであれば、しようがないのかなと思うのですが、今後、広げていくときに、例えばこういう制度だというときに、新しく創業された方には一部わかりづらいところ。

要は、これを掛けた方が皆さんは損なのか得なのかというお話でアドバイザーに聞いてきますと思った上で、10分の1という見え方をどのように処理するかを思えば、今のような確定申告の時期に、それぞれの税務署にこういったものがありますというパンフレットを置くと、ちょっと景気がよい事務所さんなどは、こういうものが節税対策に使えるのだらうというようにお考えになるかなと思いましたが、最悪返戻金という存在があると、それはそれでという部分と、10分の1というところはちょっと御相談かというところで御質問させていただきます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、加藤代理。

○加藤委員代理 代理で恐縮でございます。日本商工会議所でございます。

まず、確認をさせていただきたいのが、この制度は何のためにできているかということ、当たり前のことですが、確認をしたいと思っております。要は、売掛債権が回収できなくて困っている人を助けようということだと思っております。

だとすると、まず、それを最優先にあらゆることを考える。ただ、費用対効果もあるでしょうし、それをどうやって実務で対応できるのかというのは、もちろん、考えないといけないのですけれども、そこをぜひ押さえなければいけないのかなと思っております。

何か対応するのであれば、もちろん、そこはプロの腕の見せどころでございますので、中小機構さんに頑張っていただくことになると思います。

あとは、よく財政が悪化の懸念とか貸し倒れリスクとか、色々な文言が出てくるのですが、それは何かやればそういう可能性はあるのですが、実際に財政上、今、余裕があるのかなのか、どこまで耐え得るのか。そこは今回、ぜひ検証していただきたいと思っています。

先ほどのデータを見ると、資産総額に比べて貸付金が7%ぐらいなのです。よく銀行でも預貸率で全然貸していないではないと言われるわけですが、今回は論点整理ということですので、そもそもこの制度は何のためにあるのか。恐らく共済貸付けなり一時貸付けでもいいのですが、基本は共済貸付けでしょうから、それが果たして制度の趣旨に沿っているのかどうか。

仮にいろいろな形で余裕があるのだとすれば、困っている人を助けるために様々な緩和というか、拡充があり得るのかなというのが基本的な考えでございます。

論点1の限度額等々については、色々御指摘のあるとおりに思います。一番懸念をするのは、8,000万円は高いは高いかもしれませんが、張りついている方々もいて、その方々が本当に8,000万円超のニーズがなかったのかどうか。

ないというのであれば別に構わないのですが、あるのだとすれば、先ほど申し上げたとおり、困っている人を助ける。財政的に仮に余裕があるということであれば、もちろんその費用対効果も含めて、御検討いただくことになるのではなかろうかと思っています。

今後、特需が剥がれたり何なりと不測の事態もあるので、色々な声があるので、一応、一部の意見の中に入れていただいておりますけれども、そういう声がある声があるということでございます。

論点2の共済事由も先ほど申し上げたとおり、困っている事業者を支援するのが本来の目的。共済で助け合いになるかと思っています。なので、極力広げられるのであれば、広げた方がいいのではないかと考えています。少なくともでんさいについては、国で利用を進めているものでございますので、ここはぜひ追加したらどうなのかと考えています。

あとは一部の意見を取り入れていただいています、夜逃げ等所在が不明の債務者に係る議案とか事案も書いてあります。これは客観性というのでどう判断するかはあるかと思いますが、先ほど申し上げた事業者さんが困っているわけですので、そのためにこの共済に入ったので、そこの観点で実務的にもどう対応できるのか御検討いただければと思います。

論点3の10分の1の権利消滅については、先ほど堤委員からもお話がありましたが、これは本当に強い拒否反応というか、懸念の声が上がってきております。金利換算すると相当の金利になると言われているところでございます。

資料の14ページに85%回収できて、5%は運用投入で補填となっていますけれども、先ほどの財政的な余裕の観点も含めて、これは運用の補填が5%程度なのか、本当はもっと10とか15ぐらい行けるのか。そのあたりはぜひ御議論、御検討いただいて、ここは可能な限りこの10分の1を緩和していただいた方がよろしいかと思っています。そうでないと、これ

は何のための制度なのかということで、制度の趣旨そのものが問われることになるのではなかろうかと思っております。

論点4の償還期間はせつかく法定で最長10年になされたわけなので、よほどの理由がなければ延ばしていただいた方がいいのではないかとと思っております。

返済期間については、選択制という声もあることを御報告いたします。

据置期間については、先ほどお話もありましたが、半年だとなかなか経営の立て直しが厳しいという声もありますので、1～2年ぐらいあればいいのではないかとこの声がございます。

返済方法については、均等返済だけではなく、一括償還なり返済方法の変更など、事業者の利便性でお声がありますが、これは費用対効果もあるでしょうから、ぜひ論点整理というか、御検討と思っております。

論点5の一時貸付金でございますけれども、先ほども借り換えもできますというお話がありましたが、借り換えるとなると何らかの手続が生じると思われまますので、ここは法定が2年ですので、延ばせるかどうかぜひ御検討と思っております。

論点6の早期償還手当金については、余り強い意見はございませんでした。

論点7の外国企業の倒産の関係も、特に声はなく、今後、中小企業の海外展開を促進するというお声はあるところでございますが、果たして本制度で対応する必要があるのかどうか。ここも御検討いただければと思います。

最後はその他として、手続の簡素化を相当言われておまして、一つは事業者の方の負担をどう減らせるか。もう一つは、委託団体の事務の簡略ができないのかという声を強くいただいております。

皆さんからの声はまた追って、具体的に事務局に御提出させていただきたいと思っておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。

長くなりましたが、以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

大変包括的な御意見をいただけたと思います。

ほかにいかがでしょうか。御指摘は以上ですか。

こちらからで恐縮ですが、加々美委員、何か御意見があればお願いします。

○加々美委員 論点整理をずっと説明いただいている、ほとんど私は多数意見だなと思っていたのですが、その中で今日の説明で聞いて、確かにあるなと思ったのは、一つは共済事由についての追加をどのようにするのかがありまして、今までの不渡りから私的整理をつけ加えたことによって、かなり利用者が増えているということなのです。私的整理の中で弁護士ないし専門家が入ったことが一つの歯止めになっているということなのです。

一方で、今日も例えば一定の債務不履行があった場合に共済事由に追加するかどうかということもあって、確かに使う方からすると夜逃げ、所在不明の場合に、あれば助かることは間違いないと思っておりますが、やはり私的整理と一部の債務不履行あるいは夜逃

げの違いはどういうことなのかなと思いますと、そこにはかなり違いがあるのだなと。弁護士として実際債権債務の取扱いをやっていると違っておりました、一方でそういうニーズもある。

正直なところ、わかりません。わかりませんので申し訳ないのですが、ただ、今後、私的整理をやって広めたというところで、何らかの共済事由については、今後もよく引き続き論点整理をしながら議論を深めていくことが必要なかなと、よくわからないのですが、そのように思いました。

これは参考になるかわかりませんが、消費者金融の倒産事件の管財人とかをやった経験があるのですが、世の中の資金のニーズはかなり金利が高くても皆さん、借入れをしている方々が多い実態もよくわかりますし、一時貸付けなどは本当に利用が増えているのは、私の感覚からしても非常によくわかります。

今、かなり色々なところの借入れについて、いろいろな制約が世の中ではありますので、その中でこの共済貸付け、特に一時貸付けについては、共済事由との兼ね合いもあるのかもしれませんけれども、そこで何か使い勝手がいいようなやり方はないかという気もしております。ですので、共済事由と一時貸付けとの論点整理も考えてみたらいいのかなと思いました。

余りきちんとした意見ではなくて申し訳ないです。

○山本委員長 実務的な観点から、御指摘ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、寺岡委員。

○寺岡委員

この制度の目的で、売掛金困難になった場合に手助けをして、いわゆるセーフティーネットということ自体はとても大切だと思います。この制度に加入する事業主の方というのは、万が一のためというので、セーフティーネットとして考えている方が多いのではないかと思います。

色々な売掛金困難になった状況を模索していただいて、それに対してこういったケースはここまでできるという案を検討していただきたいと思います。加入者の事業主に対して、この制度に入れば、万が一のためのセーフティーネットとして役立ちますというアピールをしていただければ、加入する方も安心するのではないかと感じています。大変ですが、色々なケースをケーススタディーして、検討していただきたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

野口委員、平川委員、何かもし御発言があればいただけますか。

野口委員、よろしくお願いします。

○野口委員 全銀協の野口でございます。

各委員の方々から一通り出ておりますので、改めて言うことではないかもしれませんが、一言申し上げさせていただきますと、やはり中小企業の皆様の支援は、先ほどセーフティネットという言葉がありました。件数が多いから少ないからというよりは、起こり得るリスクを共済でカバーするという意味で、先ほども出ておりましたでんさいについては、今後も進めていく方向性の中では必要と思いますので、ぜひ前向きに御検討いただきたい。

貸付金の限度額についても、先ほど他の委員からありましたように8,000万円に張りついている方のそれ以上のニーズの有無というのは、業種によってもあるのかなと思いますので、その辺の調査・検討が必要と思います。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

平川委員、どうぞ。

○平川委員 税制の観点から、月額20万円まで損金に算入できるというのは非常にメリットが高いとは思いますが、ニーズの観点で、税制で損金算入ができなかったとしても、掛金をもっと上積みできるという制度があって、さらにそれに対して、制限額もアップさせる。それに伴って10分の1の部分の少し緩和するとか、何か可変的な制度の拡大があってもいいのかなとは感じました。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

この段階では、よろしゅうございましょうか。

私からも一言、もしお許しをいただければと思います。

5年前の制度改正の際には、私もかかわらせていただいて、その審議会の下だったと思うのですが、ワーキンググループのようなものを設けて、実情調査等も含めてかなり詳細な検討をしたことを記憶しております。

その結果、共済事由として私的整理を追加し、さらに貸付限度額についても、従来3,200万円だったのを8,000万円まで拡大、2.5倍にするということで、そういった改革の成果は今日、いただいたデータからも着実に出てきているということで、利用も増え、財政も比較的安定的に推移しているということは大変結構なことであったかと思います。

今回の見直しについて、今、各委員からの御意見はいずれもごもっともなものと伺っていました。その共済事由については、恐らく不断の見直しが必要であって、それをできるだけ利用者、困っておられる方のために拡大していくのがこの制度の趣旨であるということはそのとおりだと思います。

他方で、もちろんコストベネフィットの問題もありますし、濫用という言葉は悪いかもかもしれませんが、やはり制度の客観性を担保していくことが非常に重要で、この夜逃げの問題あるいは債務不履行の問題は、ずっとこの制度が始まってから検討がし続けられてきて、ニーズがあることは間違いのないのですが、他方で制度の客観性を保ち、財政

の安定性を確保していくという観点からすると、なかなかこれまで踏み込み切れなかったという部分がある、非常に根源的な難しい問題であって、しかしそれはせつかく5年ごとに見直しということですので、検討の必要はあるということはそのとおりだと思います。

でんさいにつきましては、これは私も以前、意見を申し上げたことがあると思いますし、本日の皆さんの御意見のとおりに思っていて、件数が少ないというのは、確かに声としては大きな声にならないわけですが、そこで本当に困っておられる方がいるのだとすれば、それは手形と区別をつける理由は正当化の理由はないのだろうと思います。

制度としては非常に明確にできておりますので、コスト等の面も余り問題ないということなので、もちろんこれだけのために法改正ができるのかという部分の問題はもちろんあるかもしれませんが、引き続き前向きに考えていただきたいと思います。

その他、10分の1の権利消滅の問題とか、返済期間、償還期間、据置期間の問題等についても、今後、実情調査を含めて制度を深掘りしていく必要があることは私も全くそのとおりだろうと思います。

若干僭越であります、私自身の御意見を申し上げさせていただきましたが、今の全体からの御意見、御質問につきまして、まとめてであります、事務局からお答えいただければと思います。

○最上経営安定対策室長 忌憚のない御意見を本当にありがとうございました。

山本委員長に最後コメントをまとめていただいた形ではございますが、これから、中小機構とも御議論しなければいけないのですが、お答えできる範囲で答えさせていただきます。

本日、御指摘をいただいた論点については、基本的に全て検討するスタンスで。

例えば貸付限度額とか納付限度額とか、この論点につきましては、確かに十分という意見はあるものの、一部に足りないのではないかと、増額という御意見もございますので、これは実際に加入者の実際の掛金の、例えば売掛金の実態とかを調査して検討する必要があるかと。

倒産の実態について、御指摘のように建設業が多いのかとか、業種ごとに特徴があるのかとか、今後、検討をする必要があるかなと思っております。

共済事由につきまして、でんさいについては、件数にかかわらず必要だという御意見を本日いただきましたので、法律改正のタイミングとか、ほかの論点との兼ね合いも含めて、検討を進める必要があるなと思っております。

履行遅滞とか、ほかの倒産事由についても、本日、御指摘いただきましたので、これもしっかりと検討をさせていただきたいと思っております。

10分の1の権利消滅につきましても、複数の委員から御指摘をいただいておりますので、確かに回収率をさらにアップすることができるのかとか、資産運用の問題とか、これは制度の根幹で、ずっと運用している制度でございますので、機構とも十分時間をかけて議論

しないと、すぐに答えを出せないのかもしれませんが、法律事項でございますので、本日の御指摘も踏まえて、機構と少し時間をかけて検討させていただければと思っております。

据置期間、償還期間についても、御意見をいただきましたので、共済、財政のシミュレーションともかかわってきますけれども、これは延ばすことによって加入者がそういう難を逃れて、無事経営が改善されるとか、そういうことにつながれば、延ばす意義があるわけでございますから、それとの兼ね合いでちゃんとシミュレーションした上で、単に据置期間延長だけではなく、償還期間の延長も含めて、きちんと機構とも議論したいと思っております。

一時貸付けは、共済の目的、例えば先ほど御指摘がありました廃業であるとか、突然経営者が亡くなったとか、そういうところに一時貸し付けで対応する枠を広げるとか、色々な考え方があるかと思っておりますので、それも含めて検討したいと思っております。

外国企業につきましては、これは正直、どこまでシミュレーションをしてやる価値があるかどうかは、ヒアリングでニーズがあるという声はいただいておりますので、ニーズの確認から始めさせていただいて、これはほかの論点よりも時間をかけて検討したいかなと思っております。

全部にお答えできていないかもしれませんが、もし機構から、補足があれば、ぜひよろしくをお願いします。

○山本委員長 機構からお答えできますか。

お願いします。

○中小機構羽田理事 改めて本日、委員の皆様、この小委員会を開催させていただいた経済産業省中小企業庁の方、実施機関として直接先生方の御意見が聞けて、改めて皆様方の意見を反映させて、中小企業の皆様の意見を反映させて、よりよい制度にしたいと思っております。

振り返ってみますと、これは昭和49年に第1次オイルショックがあったときに、皆さんも覚えているかもしれませんが、スーパーで洗剤がなかったりとかトイレットペーパーがなかった。

取引先が倒産して、その火の粉をかぶって、みずから倒産してしまうといったこと自体を防ぐために、昭和53年、この倒産防止共済制度、当時は倒産防止共済制度と言っていました。現在、経営セーフティ共済と言っておりますものが発足しまして、この制度は当時から世界に例を見ない、金融機関からお金を借りられないような取引先が倒産した方に無担保、無保証、無利息で、いわゆる金融審査なしで、10日以内に貸すという、経営の安定に寄与している制度でございます。

実施機関として、現況だけ御紹介させていただくと、先ほど山本先生がおっしゃられたとおり、平成22年に法改正をして、掛金の上限額が8万円から20万円に引き上げさせていただきました。これで、現在に至るまで、毎年10%ずつ加入者が伸びて、現在、40万件のお客様に御在籍いただいております。

釈迦に説法になりますが、一方、倒産件数はここ7年連続で前年を下回って、どんどん下がっている状況で、25年ぶりに9,000件を割り込んでいる状況になっています。そうしたことから、倒産防止の貸付けは現在、減少しております。

その結果、足元、最初に御紹介されたように、財政状況は非常に健全な状況になっております。ただ、過去を振り返ると、平成5年から15年までの間ですと、全体で約1兆円の貸付けを出しております。この間、中小企業の方の経営の安定に大きく寄与した制度であるかなと思っております。したがって、経営セーフティ共済という制度においても、これらの状況に耐え得るだけの体力をこれから備えていくべきであると思っております。

今日、御意見を頂戴した意見等を反映して、中小企業庁様と色々意見調整して、現状に甘んじることなく、これからもお客様への安心を提供できる制度運営と加入促進を一生懸命実施してまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それではほかに御意見はよろしゅうございましょうか。

どうぞ、鹿住委員。

○鹿住委員 全体的なことで前のことでもよろしいですか。

1番目の議題の関連なのですが、今日の審議事項は、付加共済金の率をどうするか、支給するかしないかという、それだけでしたので、ちょっと申し上げなかったのですけれども、今後、付加共済金の支給をどうするのか、支給するかしないのか、もしくは利益準備金といいますか、それを積むのか積まないのか、そういったこともこの共済小委員会での審議事項の一つかと思えます。

その際、小野委員からも御質問が出たかと思うのですが、私どもは判断しなければいけないわけです。

判断をする根拠となる資料とか、シミュレーションの仕方につきまして、12月の状況と今でもかなり変わってしまいましたので、再度どういった資料に基づいて、どういったシミュレーションをして、私たち委員が判断するのかを御検討いただければと。

小野委員も入っていらっしゃるのですが、中小企業退職金共済制度の委員会では、付加退職金を支給するかどうか決めるに当たって、もう少し詳しい資料が出てくるのです。例えばポートフォリオとか、予測もどういった根拠に基づいて予測しているか。

それも運用がいい場合、悪い場合、中間ということで、シミュレーションも幾つかやっていた上で、それを参考にさせていただきながら決めることをしておりまして、正直言って今の状態が続くとしたら、来年度こうですと言われると、それで本当に判断できるかというのは、実は厳しいかなと。

今回は多分、1年後は急激に好転することはないだろうというのは、皆様方共通の御認識かと思ひまして、ここでは付加共済金の支給はやめておきましょうという、皆さんの意見の一致を見たかと思うのですけれども、この先同じ状況が続くかどうかわかりませんし、

より不確実性の高い方向に金融状況はなっているかと思っておりますので、もうちょっと判断材料をいただければと思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

苗村さん。

○苗村小規模企業振興課長 ありがとうございます。

御指摘のとおりでございます。今、中小機構の方で、資産運用委員会で現下の情勢も織り込んだ上で、どのようなポートフォリオの話をするかも議論されておりますので、そうしたものを踏まえながら、適切な段階、特に来年度、このような形で御審議いただけるときには、より詳細な形で御相談できるようにしたいと考えております。

○山本委員長 よろしゅうございましょうか。

そのような形で、事務局にも御配慮をいただければと思っております。

それでは、第2の議題につきましては、今のようなことですので、基本的にはきょう、挙げていただいた論点、この紙に必ずしも厳密に含まれていない点もお挙げいただいておりますので、この議事録というか、取っていただいた記録を精査していただいて、基本的に委員から御指摘があった論点については、今後の検討の対象にさせていただくということで、来年度、4月以降に本格的な議論をさせていただくことにさせていただきたいと思っておりますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、以上で本日予定をしておりました議題については、全て御審議いただいたということにさせていただきます。

最後に、今後のスケジュールにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○最上経営安定対策室長 本日、大変貴重な御意見をいただきまして、誠に有難うございます。検討する論点も多くございます。10分の1の権利消滅とか、検討に時間を要する論点もございますので、ある程度検討がまとまった段階で、山本委員長とも時期を相談して、開催を決めさせていただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○山本委員長 それでは、本日はこれをもちまして終了とさせていただきます。

長時間にわたりまして、貴重な御意見をいただき、小委員会の円滑な運営に御協力をいただき、まことにありがとうございました。